



越後山伏

第36号

発行日：平成24年10月5日発行
和光市越後山土地区画整理組合
住所：和光市南1-20-34
TEL：048-462-2611
FAX：048-450-1545
URL：<http://www.w-echigoyama.jp/>

義援金を贈呈しました



夏祭りで、皆さまからお預かりした東日本大震災の義援金とビンゴカードの売上金の一部、合計13,700円を岩手県大船渡市へ届けることにし、9月25日に【越後山自治会】中村会長、【緑自治会】林会長、【越後山土地区画整理組合】神杉理事長の3名で松本市長を訪ね贈呈しました。

皆さま、ご協力ありがとうございました。



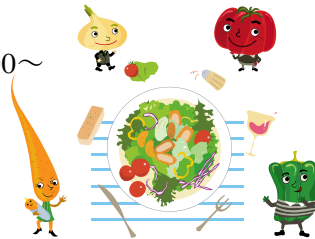
秋の収穫祭

今年も下記のとおり秋の収穫祭を行います。昨年までとは少し志向を変えた内容にしたいと考えています。ご近所お誘い合わせの上ご参加下さい。

日時：平成24年11月17日(土) 10:00~

場所：組合事務所駐車場特設会場

詳細は後日、お知らせします。



区画整理Q&A



Q

先日地権者の一人より、『区画整理組合の組合員を抜けることができるのなら、抜きたいのだけれど可能ですか?』と質問がありました。同じような疑問をお持ちの方もいるのではと思い、取り上げました。

A

土地区画整理事業は土地区画整理法(昭和29年法律第119号)を遵守し事業を行っています。この土地区画整理法の第25条第1項に『組合が施行する土地区画整理事業に係る施行地区内の宅地^{※1}について所有権又は借地権を有する者は、すべてその組合の組合員とする。』と規定しています。土地区画整理組合は、強制加入団体とされているのです。そのため、土地を所有、又は借地しながら組合を脱退することはできません。

なお、保留地購入者は土地区画整理事業における権利・義務を承継しないため、組合員とはならないと解されています。

※1 宅地とは、不動産登記の地目である宅地のみを指すものではなく、公共施設の用に供されている国・地方公共団体の所有する土地以外の土地。

地区内での開発行為等について

土地区画整理事業地区内の建築及び増改築等、土地の形質の変更及び5以上の物の堆積等を行う場合は、土地区画整理法第76条の許可が必要となります。

また、当地区は都市計画法の地区計画が定められており、別途届出が必要です。何れも許可申請、届出を行わないで実施した場合、罰則等が科せられることがありますのでご協力下さい。

詳しくは、和光市役所都市整備課区画整理担当、組合事務所までお問い合わせ下さい。

